



～遺言のトラブルと防止～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



遺言書は、円満な相続のために必要です。しかし、ただ単に作成すればいいというものではありません。「こんな遺言書なら残してくれない方がましだった」とならないように、遺言を残す場合は慎重に残しましょう。

1. 遺言書を作成するのが遅かった(判断能力が衰えたときに作成)

遺言を残すには遺言能力があることが条件です。たとえ法律上不備がない形式の遺言書であっても、相続人の中から、「この遺言書を作成したときには既に認知症で判断能力が衰えていた。だからこの遺言書は無効だ!!」という意見が出て、遺言の有効・無効をめぐる争いになってしまることがあります。**★心身ともに元気な時に残す★** 遺言能力をめぐる争いを防ぐために、心身ともに元気なときに遺言を作成しましょう。もし不安があるなら自筆証書遺言ではなく公正証書遺言で作成しましょう。公正証書遺言は、公証人と証人2人以上の立会いで作成しますので、遺言能力をめぐる紛争が起きにくくなります。

2. 書いてる内容が不明確(曖昧な表現)

たとえば、遺言書に「土地は長男にまかせる」と書いたとき、長男に土地を管理させるのか、それとも相続させるのか判断ができません。また、「〇〇さんに銀行預金を遺贈する」と書いてあっても、遺言者は〇〇さんを特定できても、第三者は〇〇さんが誰なのかわからない。**★解釈の余地がない表現にする★** 相続人に財産を遺す場合は、「◇◇(氏名)に、土地を相続させる」、相続人以外の場合は、「◇◇(氏名)に、土地を遺贈する」と書きます。また、財産も特定できるように明確に記載しないといけません。

3. 遺言執行者を決めていない

遺言執行者は、遺言で指定します。遺言執行者が指定されるとスムーズに手続きが進みます。一方、指定されていないと、手続きの都度、相続人全員の署名押印を求められるなど煩雑になることがあります。**★遺言執行者を必ず指定する★** 「遺言執行者に〇〇を指定する」と遺言書に遺言執行者を必ず書きましょう。遺言執行者は未成年者と破産者を除けば就任できます。たとえば、相続人の内のだれかを指定することもできます。

4. 相続人が先に死亡する

遺言者より先に死んでしまった場合は、その部分の遺言内容は無効となります。その人に残すはずだった遺産は、遺産分割の対象となり相続人全員の合意で遺産分割協議が必要になります。**★予備的遺言を記載する★** 「土地を長男の〇〇に相続させる。〇〇が遺言者より先に死亡した場合は、〇〇の長男□□に相続させる」といったように予備的遺言を付しておきます。

5. 遺言書の紛失・未発見

せっかく遺言書を書いても紛失や発見されずに相続人の間で遺産分割されてしまうこともあります。また、遺産分割後で遺言書が発見され、遺産分割のやり直しなど混乱に陥ることもあります。**★遺言執行者に託す★** 自筆証書遺言を作成したら遺言執行者に遺言書を託すようにしましょう。また、自筆証書遺言を法務局において保管できる制度があります。子3人だとすると、3人が平等に3等分ずつ遺産を相続する権利があります。3等分だと平等のように感じますが、そのうちの一人が長年介護していたなど、事情を考慮せずに3等分するのは実質的に平等といえるでしょうか。また、遺産のほとんどが不動産である場合には、3等分するのは事実上不可能です。遺言書により事情に配慮した遺産の分け方を指定しておくことで、遺族間の無用な争いを避けることができます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp